

○ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）

（附則第三十条第十二号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（都道府県の援助等）</p> <p>第三十八条 都道府県は、市町村が行う第二十七条から第三十五条まで及び前条の規定による業務に関し、その設置する福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。）又は保健所による技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助を行うことができる。</p> <p>254 (略)</p>	<p>（都道府県の援助等）</p> <p>第三十八条 都道府県は、市町村が行う第二十七条から第三十五条まで及び前条の規定による業務に関し、その設置する福祉事務所（社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。）又は保健所による技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助を行うことができる。</p> <p>254 (略)</p>